項」とあるのは「これらの規定」と、「同条第十項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第七項において準用する第六十八条の四十三第十項」と」を削り、「第五十七条の七の二第三項」を「同条第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第五十五条第十四項から第十七項まで」を「第五十五条第十三項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十七の二第一項の中部国際空港整備準備金を含む。）」及び「第六十八条の五十七の二第九項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「第六十八条の四十三第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第十三項」と、」を削り、「同条第十七項」を「同条第十六項」に改め、「これらの規定」と、「同条第十二項」とあるのは「第六十八条の五十七の二第九項において準用する第六十八条の四十三第十二項」と」を削り、「第五十七条の七の二第三項中」を「同条第三項中」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十一項中「第八項」を「第七項」に、「第七項」を「第六項」に改め、同項を同条第十項とする。

第五十七条の八第三項中「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」及び「（当該事業年度開始の日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同日を含む連結事業年度）」を削り、「前事業年度等」を「前事業年度」に改め、「（同日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該各号に定める日）」を加え、「第十二項、第十三項及び第十五項」を「第十一項、第十二項及び第十四項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　通算法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その通知を受けた日の前日（当該前日が当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該通知を受けた日）

二　通算法人であつた法人がその取消しの処分に係る法人税法第百二十七条第二項の通知を受けた場合　その承認の取消しの基因となつた事実のあつた日又は同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力を失つた日の前日（当該前日が当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日であるときは、当該効力を失つた日）のいずれか遅い日

第五十七条の八第七項を削り、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「第五十六条第六項」を「第五十六条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とし、同条第十一項を同条第十項とし、同条第十二項中「第五十五条第十一項から第十三項まで」を「第五十五条第十項から第十二項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十八第一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第十二項中「第三項の」とあるのは「第五十七条の八第四項の」と、「第三項中」とあるのは「第四項中」と、「第五十七条の八第四項の」とあるのは「第三項の」と読み替えるものとする。

第五十七条の八第十二項を同条第十一項とし、同条第十三項中「第十項」を「第九項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「（当該分割承継法人の当該適格分割の日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、同条第一項の特別修繕準備金の金額）」を削り、同項を同条第十四項とし、同条第十五項から第十七項まで」を「第五十五条第十四項から第十六項まで」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」及び「（第六十八条の五十八第一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十五項」を「同条第十四項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に改め、「（連結事業年度において積み立てた第六十八条の五十八第一項の特別修繕準備金を含む。）」、「（同条第十四項前段に規定する場合を除く。）」及び「（第六十八条の五十八第一項前段に規定する場合を除く。）」を削り、「第五十五条第十四項から第十六項まで」を「第五十五条第十三項から第十五項まで